

資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札参加制限 運用基準の制定について

公正な入札執行の確保を図るため、資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加を制限する基準を定めましたので、お知らせします。

1 対象とする入札

会津美里町が執行する制限付一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）

2 取扱い

競争入札においては、資本関係又は人的関係がある複数の者の同一入札への参加は認めないものとし、基準に該当する複数の者のした入札は無効とします。

つきましては、入札の執行にあたり、当該基準の取扱いにより無効となる旨を、入札公告等において明示します。

なお、制限付一般競争入札において落札候補者となった場合、資格審査時に提出いただく「制限付一般競争入札参加資格確認申請書」に、当該基準に該当しないことを誓約する項目を追加します。

3 資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加を制限する基準

別紙のとおりです。

4 基準に該当する場合の確認方法

町では、入札参加資格審査申請時に提出された「資本関係・人的関係調書（様式第6号）」により該当の有無を確認します。

なお、調書の内容に変更が生じた場合、速やかに変更後の内容を記載した調書を提出してください。

注意：変更の手続きは入札参加資格申請受付システム上で行ってください。

5 留意事項

競争入札において、資本関係又は人的関係がある事業者同士が同一入札への参加を回避するために、当該事業者同士が入札前に入札参加の意思確認を行うことは会津美里町競争入札心得に抵触しないものとします。

6 適用

この基準は令和6年2月1日以降に公告又は指名通知する入札から適用し、同日前までに公告又は指名通知した入札については、なお従前の例によります。

※ 詳細は町ホームページをご確認ください。

URL: <https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/soshiki/1008/1/7/1/5277.html>

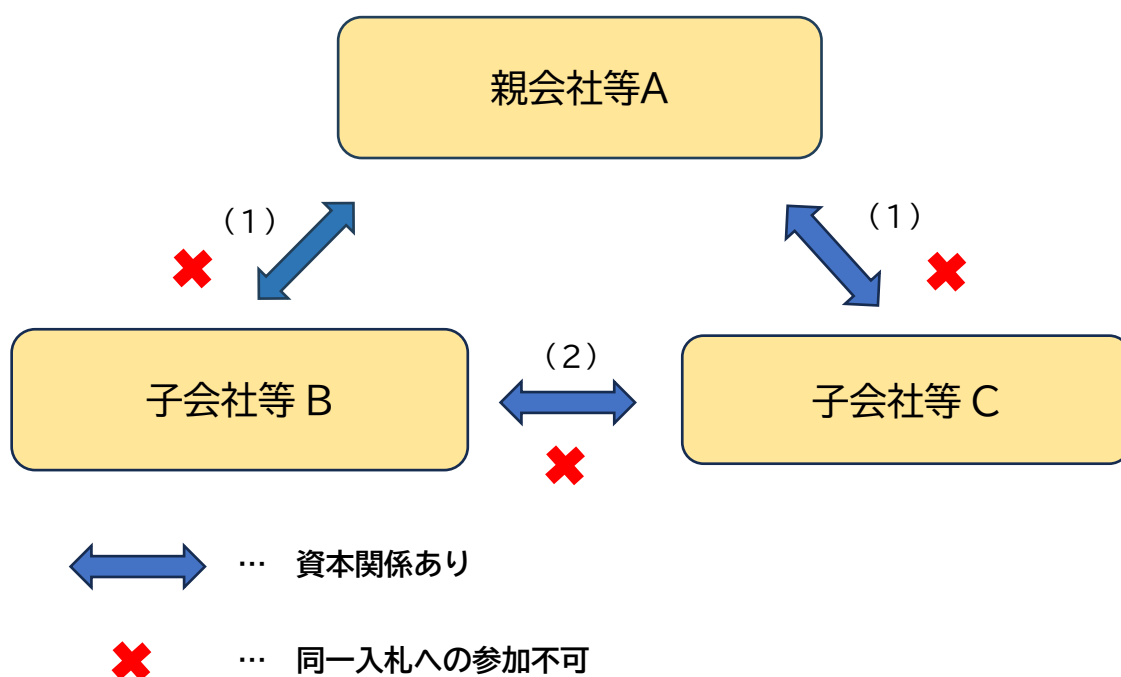
会津美里町資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加を制限する基準

資本関係又は人的関係にある者同士とは以下のいずれかの基準に該当する者同士とする。

1 資本関係

以下のいずれかに該当する場合

- (1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合



2 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、（１）については会社等の一方が民事再生法に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法に規定する更生会社である場合を除く。

- （１） 一方の会社等の役員(会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第２条11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第２条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

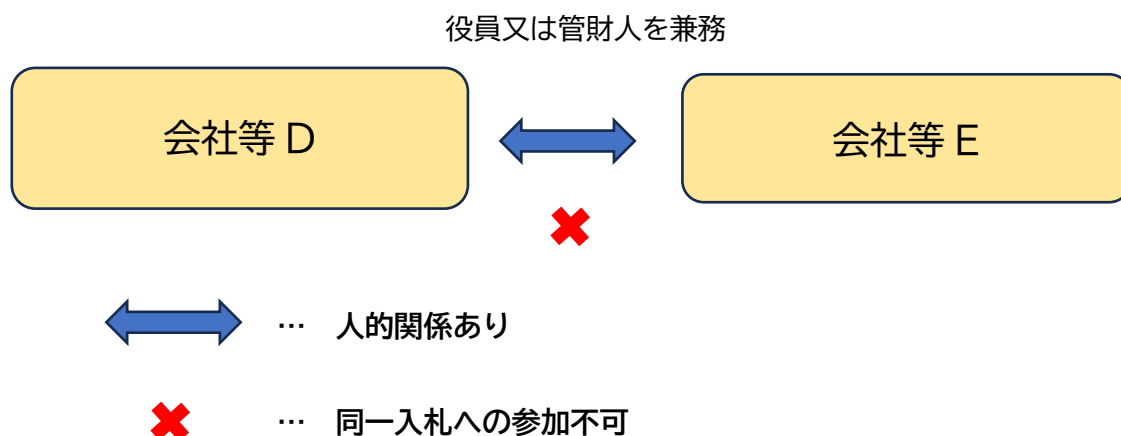
イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第575条第１項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

エ 組合の理事

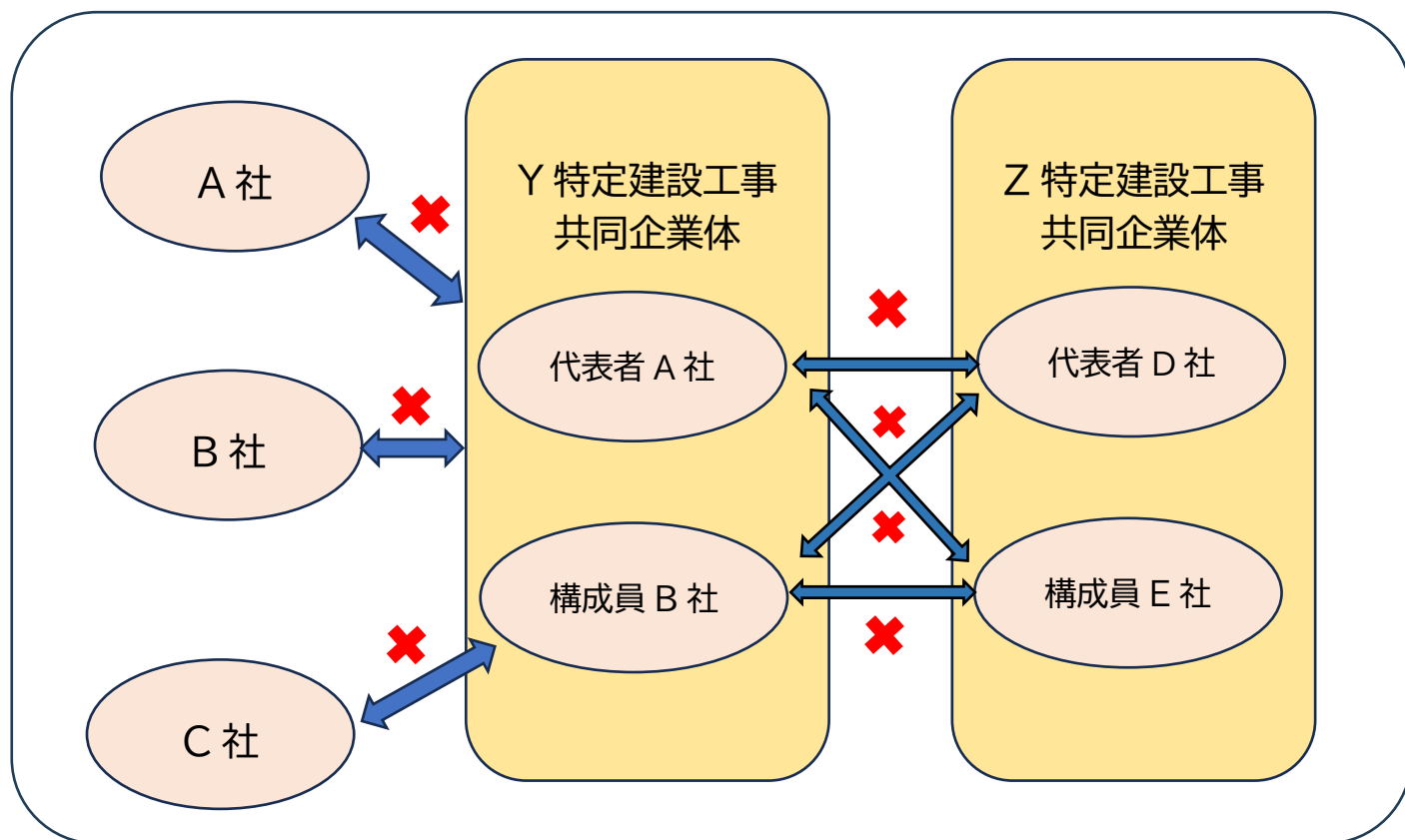
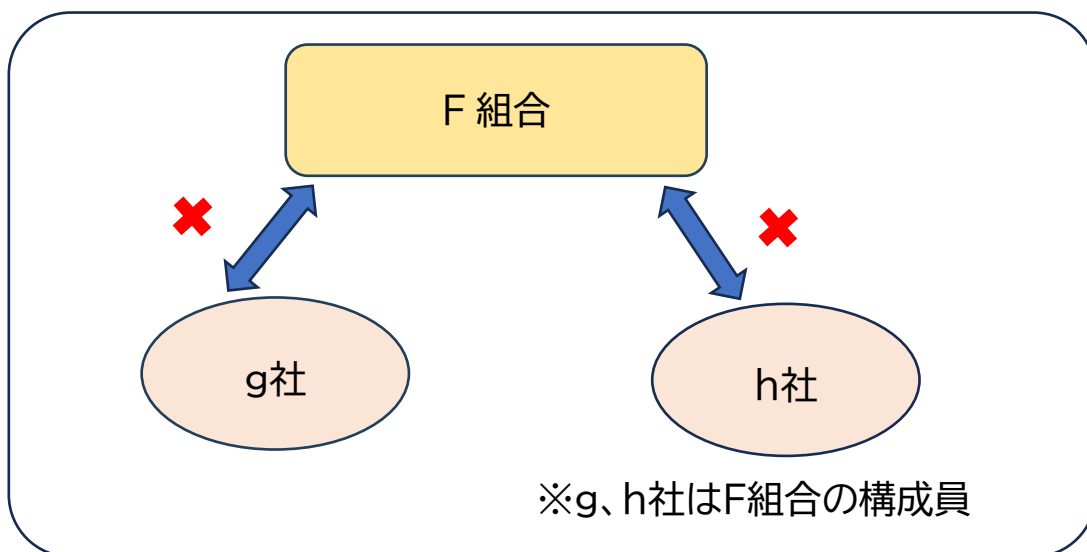
オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

- （２） 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
（３） 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合



3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合



※矢印で結ばれた2社の間に、資本関係又は人的関係がある場合や矢印で結ばれた2社が共同企業体とその構成員である場合、同一入札への参加はできません。

↔ … 資本関係又は人的関係あり

✕ … 同一入札への参加不可